

事業主（給与支払者）の皆様へ

## 出国時の一括徴収と納税管理人の届出にご協力ください。

市県民税が課税されている従業員（納税義務者）が出国される場合、出国後の市県民税の納税が困難となります。出国される従業員が特別徴収の場合は、なるべく、最後に支給する給与や退職手当などから未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。

また、下記の表のとおり、出国される従業員へのご案内をお願いします。

出国時期	必要な手続きについて
6月から12月までの間	現年度の市県民税が一括徴収できない場合は、従業員に対し「納税管理人申告書」を市民税課に提出していただくようご案内をお願いします。
1月から5月までの間	現年度の市県民税を一括徴収できない場合に加えて、前年中の収入の状況などにより、翌年度の市県民税が課税される場合がありますので、従業員に対し「納税管理人申告書」を市民税課に提出していただくようご案内をお願いします。

### 納税管理人について

納税管理人とは、納税義務者に代わり納税通知書の受領、市県民税の納付や還付などに係る事務を管理する人のことです。納税義務者のご家族などの個人のほかに、お勤め先などといった事業所を指定することもできます。納税管理人に関する届け出は、市民税課に納税管理人申告書を提出することで行っていただきます。

### 翌年度の市県民税の試算について

従業員が出国前に納税管理人に預ける税額の目安とするため、源泉徴収票（給与支払報告書）または確定申告書をもとに、翌年度の市県民税の税額を試算することができる場合があります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

東広島市役所 市民税課市民税係

TEL：082-420-0910

FAX：083-422-6810